

事務連絡
令和4年10月3日

教職課程を置く各国公私立大学長 殿

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

教育職員免許法施行規則の改正及び特別支援学校教諭免許状
コアカリキュラムの策定に伴う変更届の提出について

「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の公布及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定等について」（令和4年7月28日 文部科学省総合教育政策局長・初等中等教育局長通知）にて御連絡したとおり、特別支援教育を担う教師の専門性の向上を図るため、関係規則等が改正されるとともに、新たに特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムが策定されました。

については、特別支援学校教諭免許状の教職課程を置く大学においては、既存の授業科目の点検・見直しを行い、準備が整った大学においては科目等の変更届の提出により、令和5年4月から、それ以外の大学においては遅くとも令和6年4月から、改正後の教職課程を開始することとなります。

改正後の特別支援学校教諭免許状の教職課程に関する変更手続については、別添の提出要領を御確認いただき、期日までに必要書類を提出していただきますようお願いいたします。

記

1. 対象となる大学等

特別支援学校教諭の教職課程を置く各国公私立大学

2. 書類提出期限

○令和5年4月開始の場合：令和5年2月末

○令和6年4月開始の場合：令和6年1月末

3. 必要書類及び書類の作成方法等

別添「改正後の特別支援学校教諭免許状教職課程に関する変更届提出要領」参照

(本件担当) 教育人材政策課教員免許企画室
教職課程認定係
Tel: 03-5253-4111 (内線 2453)
Mail: kyo-men@mext.go.jp

「改正後の特別支援学校教諭免許状教職課程に関する変更届」提出要領

1. 提出要領

(1) 対象となる大学等

特別支援学校教諭免許状の教職課程を置く各国公私立大学

(2) 提出期限

- ・令和5年4月開始の場合：令和5年2月末
- ・令和6年4月開始の場合：令和6年1月末

(3) 改正後の特別支援学校教諭免許状教職課程に関する変更届の提出方法

《提出書類》

- ・かがみ
 - ・変更一覧表
 - ・新旧対照表（科目の新設や授業内容の変更、教員の変更・追加等がない場合も提出必須。）
 - ・特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表（一覧）
 - ・対象科目のシラバス（特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムへの対応科目のみ対象。新設や授業内容の変更がない場合も提出すること。）
 - ・対象教員の履歴書、教育研究業績書（担当教員に専任教員を追加等する場合のみ提出すること。兼任教員・兼任教員に係る変更の場合は提出不要。なお、教育研究業績書には、今回変更届を提出する科目に係る業績のみ記載すること。）
- ※シラバス及び履歴書、教育研究業績書は、文部科学省ホームページから様式をダウンロードすること。その他様式については、本事務連絡に添付する様式を使用すること。

(URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/080718_1.htm)

《提出方法》

- ・提出の際は、全書類を一つのPDFファイルにまとめて右肩に通しページ番号を印字した上で、一式を下記《提出先》URLに提出すること。（書類の郵送及び持参の必要はない。）紙媒体のスキャンではなく、電子媒体を直接PDFファイルに変換すること。メールでの提出は受け付けていないので留意すること。

（電子ファイル名）【〇〇大学】特支免教職課程に関する変更届.pdf

- ・1大学あたり、1ファイルの提出とすること。（複数学科に複数の課程を置く大学においても、以下の「2. 作成要領」を確認の上、1ファイルにて提出すること。）
- ・各様式は次の通りに並べ、様式ごとに「しおり」を付すこと。

①かがみ→ ②変更一覧表→ ③新旧対照表→ ③コアカリ対応表（一覧）→ ④シラバス→ ⑤履歴書・教育研究業績書

※履歴書・教育研究業績書は教員ごとにまとめて並べること。

・PDF ファイルの表示設定を、以下のとおり設定すること。

- 1) ファイルを開いたときに「しおり」が表示されるようにすること
- 2) ページレイアウトは「連続」
- 3) 表示比率は「幅に合わせる」

※各ページの表示倍率が異なることのないよう注意すること。

《提出先》

<https://mext.ent.box.com/f/91016d1e96374d55924f8fd5f96828bb>

※ 提出後、必ず以下 URL の forms にて御提出の連絡をお願いします。

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=sBBYVMs2kEKJJkjbwPnpL4BNwplVfY1Mn41EUiU6UwRUNkZHNURKRkhITFFDWFpZU1g5Vkg0Rk9KSS4u>

2. 作成要領

(1) かがみ〈別紙1〉

1 大学の複数学科に複数の特別支援学校教諭免許状の教職課程を有する場合においても、1枚にまとめて作成すること。（学科等ごとの教職課程の別は「変更一覧表」に記載すること。）

- ① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ変更届を実際に提出する年月日を記載すること。
- ② 文部科学大臣名は、①の日付時点での文部科学大臣名を記載すること。
- ③ 「届出者（設置者）名」及び「届出者（設置者）の長の職名及び氏名」を以下に従って記載すること。

届出者（設置者）名

国立大学→国立大学法人名
公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
私立大学→私立大学を設置する学校法人名

届出者（設置者）の長の職名及び氏名

国立大学→国立大学法人の長
公立大学→公立大学法人の長又は公立大学を設置する地方公共団体の長
私立大学→私立大学を設置する学校法人の理事長

- ④ 押印は不要とする。

(記入例)

(様式第1号 届出 (かがみ))

文書番号
令和〇〇年〇月〇〇日
①

文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿
②

届出者 (設置者) 名 〇〇〇〇〇〇
届出者 (設置者) の長の職名及び氏名 〇〇 〇〇
④

〇〇大学の改正後の特別支援学校教諭免許状の教職課程に
関する変更届の提出について

このたび、令和4年7月28日に公布された教育職員免許法施行規則の改正及び特別支援学校
教諭免許状コアカリキュラムの策定等に基づき、変更届を別紙のとおり提出します。

(2) 変更一覧表 (別紙2)

該当の学部・学科等名、免許状の種類(領域)、変更内容について記載すること。
特別支援学校教諭免許状の教職課程を複数置く大学は、学科等ごとに行を分けて作
成すること。

(3) 新旧対照表 (別紙3)

「教職課程認定の手引き(令和5年度開設用)」の「Ⅲ. 変更届等の提出要領及
び提出書類の様式」に準じて作成すること。なお、以下の点については通常の変更
届の作成方法とは異なるため、留意すること。

- ・開設する科目のうち、**特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムに対応する科
目については、科目名称に○を付すこと**(記載例参照)。
- ・第3欄の科目のうち、「複数の障害を併せ有する者に関する教育」(重複障害)
又は「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者(発達障害者を含む)。
に対する教育に関する事項」を取扱う科目について、「中心」又は「含む」欄
には、「重」又は「発」と記載し、併せて「備考」欄に、当該授業科目に含ま
れる障害を下記のとおり略記すること。

〔「重複障害」→「重複」、「言語障害」→「言語」、
「自閉症」→「自閉」、「情緒障害」→「情緒」、
「学習障害(LD)」→「LD」、「注意欠陥多動性障害(ADHD)」→「ADHD」〕

(4) 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表(一覧)(別紙4)

大学において、(参考)コアカリキュラム対応表(見本)を参考とし、該当する
授業科目の内容を点検し、一覧を作成すること。なお、本一覧に記載する授業科目

は、コアカリキュラムに対応した授業科目（新旧対照表に○を付した授業科目）のみを記載すること。

(5) シラバス

上記（4）の対応表（一覧）に記載した授業科目（新旧対照表に○を付した授業科目）は全て提出すること。担当教員及び授業内容に変更がない場合も提出は必要。

(6) 履歴書・教育研究業績書

履歴書・教育研究業績書は、専任教員を追加等する場合に限り提出すること。

※教員の履歴書・教育研究業績書の提出が必要となるのは以下のとおり。

専任教員を追加する場合	必要
既に配置されている兼任教員・兼任教員を専任教員にする場合	必要
既に配置されている専任教員の担当授業科目を追加する場合	必要
専任教員を削除する場合	不要
既に配置されている専任教員を兼任教員・兼任教員にする場合	不要
既に配置されている専任教員の担当授業科目を削除する場合	不要
専任教員の氏名の姓を変更する場合	不要

書類の作成に当たっては、「教職課程認定の手引き（令和5年度開設用）」の「Ⅱ．課程認定の申請要領及び提出書類の様式・記入要領」の「2．様式の作成例及び記入要領」の「(8) 様式第4号」を参照すること。

なお、履歴書・教育研究業績書における押印は不要である。

3. その他

- ・本変更届にて届出がなされた教育課程、教員組織の変更については、改めて通常の変更届の提出は不要。
- ・本件改正に伴う教職課程の開始は、原則令和6年度入学者から適用されるものであるが、大学の判断により、令和5年度入学者から対応することも可能であること。その場合は、令和5年2月末までに変更手続を行うこと。